# 新潟県市町村総合事務組合公報

号外

令和 5年 3月 15日

新潟県市町村総合事務組合

目 次

規 則  1 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
規    則
次に掲げる規則を別紙の原本のとおり公布する。 令和 5 年 3 月 15 日 新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸
(1) 新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第1号)
(2) 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第2号)
(3) 新潟県市町村総合事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する
規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第3号)
(4) 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合規則第4号) (5) 新潟県本海災害世済条例按行規則の、対すれてオス規則
(5) 新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則 (新潟県市町村総合事務組合規則第5号)

# 新潟県市町村総合事務組合規則第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正 する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成16年規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前									
別表第6 行政職給料表昇格時号給対応表(第 21条関係)							川表第 6 1条関係)	行政	<b></b> 牧職給	料表	昇格圖	寺号為	給対	応表	(第	
昇格した日の	昇	格	後の	号	給			昇格した		昇	格	後	の	号	給	
前日に受けて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級			前日に受けれた いた号給	けて	2級	3級	4級	5	級	6級	
(略)								(略)								
59	<u>25</u>	(田	佫)					59		<u>26</u>	()	略)				
60	26							60		26						
61	<u>26</u>							61		<u>27</u>						
62	<u>26</u>							62		<u>27</u>						
63	<u>27</u>							63		<u>28</u>						
64	<u>27</u>							64		<u>28</u>						
65	<u>27</u>							65		<u>29</u>						
66	<u>28</u>							66		<u>29</u>						
67	<u>28</u>							67		<u>30</u>						
68	<u>28</u>							68		<u>30</u>						
69	<u>29</u>							69		<u>31</u>						
70	<u>29</u>							70		<u>31</u>						
71	<u>30</u>							71		<u>32</u>						
72	<u>30</u>							72		<u>32</u>						
73	<u>31</u>							73		<u>33</u>						
74	<u>31</u>							74		<u>33</u>						
75	<u>32</u>							75		<u>34</u>						
76	<u>32</u>							76		<u>34</u>						
77	<u>33</u>							77		<u>35</u>						
78	<u>33</u>							78		<u>35</u>						
79	<u>34</u>							79		<u>36</u>						
80	<u>34</u>							80		<u>36</u>						
81	<u>35</u>							81		<u>37</u>						
82	<u>35</u>							82		<u>37</u>						
83	<u>36</u>							83		38						
84	<u>36</u>							84		<u>38</u>						

	85	<u>37</u>
	86	<u>37</u>
	87	<u>38</u>
	88	<u>38</u>
	89	<u>39</u>
Ī	90	<u>39</u>
Ī	91	<u>40</u>
	92	<u>40</u>
	93	<u>41</u>
	(略)	
ш		

(第22条の2関係)

降格した日の	降	格	後の	号	給
前日に受けて いた号給	1級	2級	3級	4級	5級
(略)					
7	37	23	23	<u>15</u>	15
(略)					
25	<u>59</u>	(日	各)		
26	<u>62</u>				
27	<u>65</u>				
28	<u>68</u>				
29	<u>70</u>				
30	<u>72</u>				
31	<u>74</u>				
32	<u>76</u>				
33	<u>78</u>				
34	<u>80</u>	50	<u>50</u>	42	42
35	<u>82</u>	(日	各)		
36	<u>84</u>				
37	<u>86</u>				
38	<u>88</u>				
39	<u>90</u>				
40	<u>92</u>				
41	<u>93</u>				
42	<u>93</u>				
43	<u>93</u>				
44	<u>93</u>				

85	<u>39</u>
86	<u>39</u>
87	<u>40</u>
88	<u>40</u>
89	<u>41</u>
90	<u>41</u>
91	<u>42</u>
92	<u>42</u>
93	<u>43</u>
(略)	

別表第6の2 行政職給料表降格時号給対応表 別表第6の2 行政職給料表降格時号給対応表 (第22条の2関係)

降格した日の	降	格	後の	) 号	給			
前日に受けて いた号給	1級	2級	3級	4級	5級			
(略)								
7	37	23	23	<u>51</u>	15			
(略)								
25	<u>58</u>	(日	各)					
26	<u>60</u>							
27	<u>62</u>							
28	<u>64</u>							
29	<u>66</u>							
30	<u>68</u>	1						
31	<u>70</u>	1						
32	<u>72</u>							
33	<u>74</u>							
34	<u>76</u>	50	<u>51</u>	42	42			
35	<u>78</u>	(日	各)					
36	<u>80</u>							
37	<u>81</u>							
38	<u>82</u>							
39	<u>83</u>							
40	<u>84</u>							
41	<u>86</u>							
42	<u>88</u>							
43	<u>90</u>							
44	<u>92</u>							

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員 の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(次項において「改正後の規則」という。)の規 定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

# 新潟県市町村総合事務組合規則第2号

新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規 III

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成16年規則第15号)の一部を次のように改正する。

#### 改正後

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
  - (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 6月に支給する場合には100分の112.5以上100分の185以下、12月に支給する場合には100分の205以下
  - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の101以上 100分の112.5未満、12月に支給する場合には100分の110以上110分の121.5未満
  - (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 6月に支給する場合には100分の89.5、12月に支給する場合には100分の98.5
  - (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期

#### 改正前

(勤勉手当の成績率)

- 第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が定めるものとする。ただし、管理者は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、別段の取扱いをすることができる。
  - (1) 直近の業績評価(基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。)の全体評点(確認者による確認が行われた全体評点をいう。以下同じ。)が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員100分の112.5以上100分の185以下
  - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員100分の101以上100分の112.5未満
  - (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の89.5
  - (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期

間において懲戒処分を受けた職員その他の 管理者の定める職員 6月に支給する場合 には100分の81以下、12月に支給する場合に は100分の90以下

2 · 3 (略)

- 第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員 が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当 該各号に定める割合の範囲内において、管理 者が定めるものとする。
  - (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の47以上、 12月に支給する場合には100分の51.5以上
  - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち勤務成績が良好な職員並 びに直近の業績評価の全体評点が中位の段 階である職員及び基準日以前における直近 の人事評価の結果がない職員(次号の管理 者の定める職員を除く。) 6月に支給す る場合には100分の43.5、12月に支給する場 合には100分の48
  - (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階 である職員及び基準日以前6箇月以内の期 間において懲戒処分を受けた職員その他の 管理者の定める職員 6月に支給する場合 には100分の41.5以下、12月に支給する場合 には100分の46以下

2 (略) 間において懲戒処分を受けた職員その他の 管理者の定める職員 100分の81以下

2 · 3 (略)

- 第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員 が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当 該各号に定める割合の範囲内において、管理 者が定めるものとする。
  - (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の47以上
  - (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち勤務成績が良好な職員並 びに直近の業績評価の全体評点が中位の段 階である職員及び基準日以前における直近 の人事評価の結果がない職員(次号の管理 者の定める職員を除く。) 100分の43.5
  - (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階 である職員及び基準日以前6箇月以内の期 間において懲戒処分を受けた職員その他の 管理者の定める職員 100分の41.5以下

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成16年規則第15 号)の一部を次のように改正する。

# 改正後

(勤勉手当の成績率)

第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当│第20条 再任用職員以外の職員の成績率は、当 該職員が次の各号のいずれに該当するかに応 じ、当該各号に定める割合の範囲内において、 管理者が定めるものとする。ただし、管理者 は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少

# 改正前

(勤勉手当の成績率)

該職員が次の各号のいずれに該当するかに応 じ、当該各号に定める割合の範囲内において、 管理者が定めるものとする。ただし、管理者 は、給与条例第26条第1項の職員が著しく少 数であること等の事情により、第1号及び第 2号に定める成績率によることが著しく困難 であると認める場合には、別段の取扱いをす ることができる。

- (1) 直近の業績評価(基準日以前における直 近の業績評価をいう。以下同じ。) の全体 評点(確認者による確認が行われた全体評 点をいう。以下同じ。) が上位の段階であ る職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 100分の116.5以上100分の195以下
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の105以上110分の116.5未満
- (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち勤務成績が良好な職員並 びに直近の業績評価の全体評点が中位の段 階である職員及び基準日以前における直近 の人事評価の結果がない職員(次号の管理 者の定める職員を除く。) 100分の93.5
- (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階 である職員及び基準日以前6箇月以内の期 間において懲戒処分を受けた職員その他の 管理者の定める職員 100分の85以下

#### 2 • 3 (略)

- 第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員 | 第20条の2 再任用職員の成績率は、当該職員 が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当 該各号に定める割合の範囲内において、管理 者が定めるものとする。
  - (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 100分の49以上

数であること等の事情により、第1号及び第 2号に定める成績率によることが著しく困難 であると認める場合には、別段の取扱いをす ることができる。

- (1) 直近の業績評価(基準日以前における直 近の業績評価をいう。以下同じ。) の全体 評点(確認者による確認が行われた全体評 点をいう。以下同じ。) が上位の段階であ る職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員 6月に支給する場合には100分の112.5以 上100分の185以下、12月に支給する場合に は100分の121.5以上100分の205以下
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の101以上 100分の112.5未満、12月に支給する場合に は100分の110以上110分の121.5未満
- (3) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち勤務成績が良好な職員並 びに直近の業績評価の全体評点が中位の段 階である職員及び基準日以前における直近 の人事評価の結果がない職員(次号の管理 者の定める職員を除く。) 6月に支給す る場合には100分の89.5、12月に支給する場 合には100分の98.5
- (4) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階 である職員及び基準日以前6箇月以内の期 間において懲戒処分を受けた職員その他の 管理者の定める職員 6月に支給する場合 には100分の81以下、12月に支給する場合に は100分の90以下

#### 2 · 3 (略)

- が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当 該各号に定める割合の範囲内において、管理 者が定めるものとする。
  - (1) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階 である職員のうち、勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の47以上、 12月に支給する場合には100分の51.5以上

- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 100分の45.5
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 100分の43.5以下
- (2) 直近の業績評価の全体評点が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評点が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員(次号の管理者の定める職員を除く。) 6月に支給する場合には100分の43.5、12月に支給する場合には100分の48
- (3) 直近の業績評価の全体評点が下位の段階である職員及び基準日以前6箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の管理者の定める職員 6月に支給する場合には100分の41.5以下、12月に支給する場合には100分の46以下

2 (略)

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。

# 新潟県市町村総合事務組合規則第3号

新潟県市町村総合事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成16年規則第6号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特例)	(特例)
第2条 前条の特例は、別に定める場合を除く	第2条 前条の特例は、別に定める場合を除く
ほか、次の各号とする。	ほか、次の各号とする。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以	(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以
下「法」という。)第46条の規定により勤務	下「法」という。)第46条の規定により勤務
条件に関する措置の要求をし、若しくは同	条件に関する措置の要求をし、若しくは同
法第49条の2第1項の規定により不利益処	法第49条の2第1項の規定により不利益処
分について <u>審査請求</u> をする場合又はこれら	分について <u>不服申立て</u> をする場合又はこれ
の審理に当事者として出頭する場合	らの審理に当事者として出頭する場合
(5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

たため生じた急性放射線症、皮膚潰瘍等の

放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、

放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 新潟県市町村総合事務組合規則第4号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規 則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成 16年規則第 20 号)の一部を次のように改正する。

成 16 年規則第 20 号) の一部を次のように改正す	る。
改正後	改正前
別表第1 (第2条の2関係)	別表第1 (第2条の2関係)
1 (略)	1 (略)
2 物理的因子にさらされる業務に従事したた	2 物理的因子にさらされる業務に従事したた
め生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随す	め生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随す
る疾病	る疾病
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
(5) 管理者の定める電離放射線(以下「放射	(5) 管理者の定める電離放射線(以下「放射
線」という。) にさらされる業務に従事し	線」という。) にさらされる業務に従事し

(3) 官連者の定める電離放射線(以下「放射線」という。)にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かいよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造

害、骨え死その他の放射線障害

(6)~(13) (略)

3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務 に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこ れらに付随する疾病

(1) • (2) (略)

(3) チェンソー、ブッシュクリーナー、<u>削岩</u>機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障害又は運動器障害

(4) • (5) (略)

4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病

(1) • (2) (略)

(3) すす、鉱物油、<u>漆</u>、テレビン油、タール、 セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさら される業務に従事したため生じた皮膚疾患

 $(4)\sim(9)$  (略)

5 • 6 (略)

- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
  - (1) ベンジジンにさらされる業務に従事した ため生じた <u>尿路系腫瘍</u>
  - (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u>
  - (3)  $4-\underline{r}$ ミノジフェニルにさらされる業務 に従事したため生じた<u>尿路系腫瘍</u>
  - (4)  $4-\frac{-1}{2}$  にさらされる業務 に従事したため生じたR 路系腫瘍

 $(5)\sim(7)$  (略)

- (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮腫
- (9) (略)
- (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事した ため生じた<u>肝血管肉腫</u>又は肝細胞がん
- (11) 3・3'ージクロロー4・4'ージアミ

血器障害、骨え死その他の放射線障害 (6)~(13) (略)

- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務 に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこ れらに付随する疾病
  - (1) (2) (略)
  - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、<u>さく</u> 岩機等の身体に振動を与える機械器具を使 用する業務に従事したため生じた手指、前 腕等の末しょう循環障害、末しょう神経障 害又は運動器障害

(4) • (5) (略)

- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したた め生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随す る疾病
  - (1) (2) (略)
  - (3) すす、鉱物油、<u>うるし</u>、テレビン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

 $(4)\sim(9)$  (略)

5 • 6 (略)

- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病 及びこれらに付随する疾病
  - (1) ベンジジンにさらされる業務に従事した ため生じた尿路系しゅよう
  - (2) ベーターナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u>
  - (3)  $4-\underline{r}$ ミノジフエニルにさらされる業務 に従事したため生じた<u>尿路系しゅよう</u>
  - (4)  $4-\frac{-1}{2}$  にさらされる業務 に従事したため生じた $\frac{1}{2}$  にない

 $(5)\sim(7)$  (略)

- (8) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (9) (略)
- (10) 塩化ビニルにさらされる業務に従事した ため生じた肝血管肉しゅ又は肝細胞がん

<u>ノジフェニルメタンにさらされる業務に従</u> 事したため生じた尿路系腫瘍

<u>(12)</u>~<u>(14)</u> (略)

- (15) 放射線にさらされる業務に従事したため 生じた白血病、肺がん、皮膚がん、<u>骨肉腫</u>、 <u>甲状腺がん</u>、<u>多発性骨髄腫</u>又は<u>非ホジキン</u> リンパ腫
- (16) すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又は<u>パラフィン</u>にさらされる業務に 従事したため生じた皮膚がん
- (17) (1)から(16)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8~10 (略)

(11)~(13) (略)

- (14) 放射線にさらされる業務に従事したため 生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉し ゆ、甲状せんがん、多発性骨髄しゆ又は非 ホジキンリンパしゅ
- (15) すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又は<u>パラフイン</u>にさらされる業務に 従事したため生じた皮膚がん
- (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8~10 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 新潟県市町村総合事務組合規則第5号

新潟県交通災害共済条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県交通災害共済条例施行規則(平成16年規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正後

別表 (第8条関係)

交通災害を証明する書類

- (1) (略)
- (2) 事故現場から直ちに救急車により搬送 され警察署に届け出ることができなかっ た場合 消防署長が発行する救急搬送証 明書

 $(3)\sim(5)$  (略)

改正前

別表(第8条関係)

交通災害を証明する書類

- (1) (略)
- (2) 事故現場から直ちに救急車により搬送され警察署に届け出ることができなかった場合 交通事故によるものである旨の 判定ができる消防署長が発行する救急搬送証明書

 $(3)\sim(5)$  (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。